

1 組 織

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)の規定により本県においては、昭和 26 年 6 月 8 日新潟県人事委員会設置条例(県条例第 18 号)により、当委員会が設置された。

(2) 人事委員会の構成及び運営

人事委員会は 3 人の委員をもって構成された合議制の機関であって、委員は県議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することになっており、任期は 4 年である。

委員長は委員のうちから選挙され、委員長に事故あるときは委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

新潟県人事委員会会議規則(昭和 26 年 7 月 1 日人事委員会規則第 2 - 2 号)により定例会は毎月第 2 木曜日及び第 4 木曜日に開催され、臨時会は委員長が必要と認めたとき、又は委員から会議に付議すべき事項を示して請求があったとき、委員長が招集することになっている。

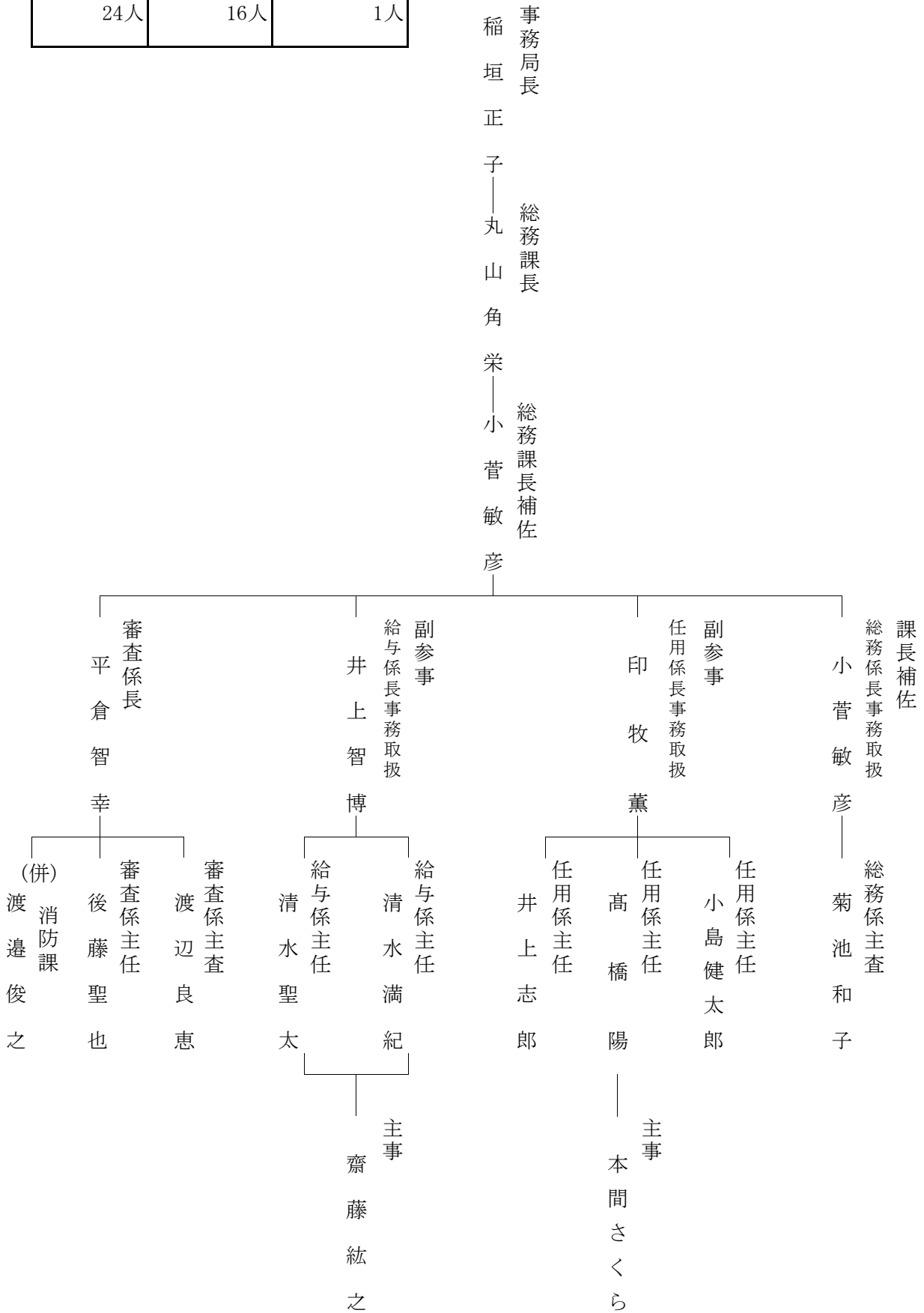
なお、現在の委員は次のとおりである。

(8.4.1 現在)

職	氏 名	任 期		備 考
委員長	氏 家 信 彦	1 期	1. 10. 16～ 5. 10. 15 (委員長就任 1. 10. 23)	弁 護 士
		2 期	5. 10. 17～ 9. 10. 16 (委員長就任 5. 10. 18)	
委 員 (委員長職務代理者)	菊 野 麻 子	1 期	26. 7. 27～ 30. 7. 26	フリーアナウンサー
		2 期	30. 7. 27～ 4. 7. 26	
		3 期	4. 7. 27～ 8. 7. 26	
委 員	関 原 貢	1 期	7. 8. 11～ 11. 8. 10	元人事委員会事務局長

(3) 事務局の職員及び組織 (8.4.1現在)

定 数	現 員	併任職員
24人	16人	1人



(4) 事務分掌

総務課

総務係

- ・人事委員会の会議に関する事。
- ・事務局職員の人事、給与、服務等に関する事。
- ・予算、決算及び物品の管理に関する事。
- ・文書の収受、発送、保存に関する事。
- ・他係の分掌に属しない事務に関する事。

任用係

- ・職員の競争試験、選考その他任用に関する事。
- ・人事行政の運営に関する事。
- ・職員の分限、懲戒及び服務に関する事。

給与係

- ・職員の給与に関する事。
- ・職員に対する給与の支払の監理に関する事。

審査係

- ・職員の勤務時間、休暇制度に関する事。
- ・職員の勤務条件に関する措置要求の審査に関する事。
- ・職員に対する不利益処分等の審査請求の審査に関する事。
- ・職員の苦情に関する事。
- ・職員団体等に関する事。
- ・労働基準監督機関の職権行使に関する事。